

宮城県応急仮設住宅団地 周辺環境調査分析結果の報告

2012年3月
宮城県

調査概要

<調査目的>

宮城県において、東日本大震災による被災者の応急仮設住宅への入居が完了しつつある状況を踏まえ、応急仮設住宅(プレハブ)団地(以下、仮設団地)の立地環境及び地域コミュニティ活動の状況確認を行い、調査結果から課題を整理し、行政をはじめとした関係団体が必要な対応策を講ずるための基本情報を得ることを目的とした。

<調査手法>

調査期間：平成23年10月31日(月)～平成24年1月13日(金)

調査対象：仮設団地設置15市町(仙台市, 石巻市, 塩竈市, 気仙沼市(岩手県一関市千厩町及び室根町を含む), 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 東松島市, 亶理町, 山元町, 七ヶ浜町, 女川町, 南三陸町, 大郷町, 美里町)の全仮設団地414団地(福祉仮設住宅団地含む)のうち、既に入居済世帯がある全408団地(うち有効回答は406団地(有効回答率=99.51%))

- 調査工程：
- ・ 仮設団地の生活機能並びに周辺環境(設置場所の立地条件, 交通手段等)及び地域コミュニティ活動の状況把握に資する調査票の作成
 - ・ 受託者である特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター(みやぎ連携復興センター)が、緊急雇用創出事業に基づき、23名の調査員を雇用し、2名1チームを担当地域に配置
 - ・ 調査チームにより、
 - 各仮設団地の生活機能並びに周辺環境(設置場所の立地条件, 交通手段等)に関し、徒歩ないし自動車による**実測調査**
 - 各仮設団地の生活機能並びに周辺環境, 及び地域コミュニティ活動の状況に関し、各仮設団地の代表者(自治会長や仮設団地管理団体(社会福祉協議会等の見守り相談員等))に対する**聞き取り調査**
 - なお、実測調査及び聞き取り調査は1団地につき2日間程度で実施し、各団地を移動しているため、調査実施日以降の状況の変化は反映されていない。
 - ・ 調査チームが作成した調査票をもとに、項目毎, 団地毎, 団地規模毎, に集計及び分析し、結果に基づき、課題を整理

調査分析結果の報告にあたって

本調査は、東日本大震災による宮城県の応急仮設住宅(民間賃貸住宅借り上げ含む)約47,000世帯のうち約22,000世帯が生活しているといわれるプレハブ仮設住宅団地の生活機能及びコミュニティ機能の実態把握を目的として、全仮設団地414団地のうち入居済世帯がある408団地(うち有効回答は406団地(有効回答率=99.51%))において、仮設団地の自治会長や仮設団地管理団体(社会福祉協議会等の見守り相談員等)(以下、代表者)から直接聞き取り調査等を行った。

また、本調査は、東日本大震災から8カ月を経た平成23年11月から平成24年1月にわたる時期に実施され、既に応急仮設住宅への入居が終わり、地域によっては各自治体や支援団体等及び団地住民が、自治会をまさに形成しつつある時期であった。

そのため、得られたデータについては、統計的有意差が出る全戸調査や無作為抽出による十分な回答数を有するアンケート調査とは異なり、代表者の思考等個人的なバイアス(先入観・偏りなど)があり、代表者による回答に一部主観的評価が含まれていることは免れない。また、市町ごとの被災規模(甚大さ)及び状況の違い、仮設団地の規模の違い等により、団地のコミュニティ形成度合にばらつきが見られる結果となった。

さらに、調査対象としてグループホーム等の福祉仮設住宅団地を含んでいるため、一部特異値が表れる結果となった。

要約(生活機能:調査結果①)

大項目	中項目	N	あり				なし		あり				なし			
			徒歩5分以内に行くことが可能	徒歩15分以内に行くことが可能	公共交通を使ってもいける	宅配サービスあり	公共交通を使ってもいける	公共交通を使ってもいける	徒歩5分以内に行くことが可能	徒歩15分以内に行くことが可能	公共交通を使ってもいける	宅配サービスあり	公共交通を使ってもいける	公共交通を使ってもいける		
(1)買い物(生鮮食品)	既存のお店	406	378	54	90	234	-	28	28	93%	13%	22%	58%	-	7%	7%
	仮設団地内常設のお店(※1)	406	14	14	-	-	-	392	392	3%	3%	-	-	-	97%	97%
	宅配サービスの有無(※2)	406	257	-	-	-	257	149	149	63%	-	-	-	63%	37%	37%
(2)買い物(日用品)	既存のお店	406	375	39	85	251	-	31	31	92%	10%	21%	62%	-	8%	8%
	仮設団地内常設のお店(※1)	406	11	11	-	-	-	395	395	3%	3%	-	-	-	97%	97%
	宅配サービスの有無(※2)	406	130	-	-	-	130	276	276	32%	-	-	-	32%	68%	68%
(3)買い物(衣料品等)	既存のお店	406	369	34	65	270	-	37	37	91%	8%	16%	67%	-	9%	9%
	仮設団地内常設のお店(※1)	406	1	1	-	-	-	405	405	0%	0%	-	-	-	100%	100%
	宅配サービスの有無(※2)	406	77	-	-	-	77	329	329	19%	-	-	-	19%	81%	81%
(4)食堂・レストラン	既存のお店	406	329	50	95	184	-	77	77	81%	12%	23%	45%	-	19%	19%
	仮設団地内常設のお店(※1)	406	6	5	1	-	-	400	400	1%	1%	-	-	-	99%	99%
	宅配サービスの有無(※2)	406	57	-	-	-	57	349	349	14%	-	-	-	14%	86%	86%
(5)病院・診療所(※3)	最寄りの施設	406	378	47	47	283	1	28	28	93%	12%	12%	70%	0%	7%	7%
(6)金融機関	最寄りの施設	406	374	40	76	258	-	32	32	92%	10%	19%	64%	-	8%	8%
(7)市役所・役場	最寄りの施設	406	368	13	35	320	-	38	38	91%	3%	9%	79%	-	9%	9%
(8)理美容店	既存のお店	406	328	64	91	173	-	78	78	81%	16%	22%	43%	-	19%	19%
	仮設団地内常設のお店(※1)	406	10	10	-	-	-	396	396	2%	2%	-	-	-	98%	98%
	宅配サービスの有無(※2)	406	72	-	-	-	72	334	334	18%	-	-	-	18%	82%	82%
(9)小学校	最寄りの施設	390	352	60	90	202	-	38	38	90%	15%	23%	52%	-	10%	10%
(10)中学校	最寄りの施設	390	349	44	89	216	-	41	41	89%	11%	23%	55%	-	11%	11%
(11)最寄りのバス停(※4)		406	343	215	113	15	-	63	63	84%	53%	28%	4%	-	16%	16%
(13)1世帯1台分の駐車場		406	385	-	-	-	-	21	-	95%	-	-	-	-	5%	-

(※1「公共交通を使ってもいける」は「仮設団地内常設の店舗無し」とみなす。)

(※2「公共交通を使ってもいける」は「宅配サービス無し」とみなす。)

(※3「宅配サービスあり」は「往診あり」とみなす。)

(※4「公共交通を使ってもいける」は「徒歩15分以上」とみなす、「公共交通を使ってもいける」は「バス停なし」とみなす。

なお、「バス停なし」と評価した団地には、デマンドタクシー等の利用が可能な団地を含む。)

要約(生活機能:調査結果②)

○生活機能

<総論>

- ◎全ての調査項目で、80%以上の仮設団地で既存店舗や施設にアクセス可能な環境にあった。一方、公共交通を使って行くことができない環境にある団地は20%未満であった。

<項目別①(買い物, 病院・診療所, 理美容店, 食堂)>

- ・公共交通の利用可能な環境にある団地が多く、買い物(生鮮食品)は58%以上、病院は70%以上であった。
- ・買い物(既存店舗)では、約90%の団地は周辺に既存店舗が存在するが、徒歩15分以内で買物が可能な団地は30%前後であり、約60%の団地は徒歩15分以内では行けない環境に立地し、公共交通を使って行くことができない団地(特に100戸未満の小・中規模団地)は10%未満である。
- ・仮設団地内常設店舗は、ごく一部の大規模団地(3%)にのみ設置されていた。
- ・病院・診療所では、公共交通を使って行くことができない団地が7%存在した。
- ・理美容店(既存店舗)、食堂(既存店舗)では、公共交通を使っていくことができない団地がともに19%存在した。
- ・徒歩圏内に買い物施設や病院が設置されていたことに比べ、理美容店や食堂の設置は少なかった。

要約(生活機能:調査結果③)

○生活機能

<項目別②(教育機関, バス停, 駐車場)>

- ・ 小・中学校は, 周辺(公共交通利用を含む)に約90%存在したが, 徒歩15分以内で通学可能な団地は40%程度である。なお, 「地区ごとにまわるスクールバスを導入した。」ケースがあった一方で, 「仮設住宅に入居し, これまで通っていた学校から最寄りの学校に転校した。」ケース, 「電車が不通のため, 自家用車で送り迎えが必要になった。」ケースも散見された。
- ・ 最寄りのバス停は, 81%の団地で徒歩15分以内に存在し, 公共交通が利用し易い環境にあった。
- ・ 1世帯1台分の駐車場は, 95%で確保されていたが, 世帯によっては自家用車等2~3台を所有するケースも多く, 駐車場の確保に困難をきたし, 路上駐車が散見された。
- ・ 「駐車場に街灯がなく, 暗くて怖い。」「路上駐車が多く, 子どもの飛び出し等が危険。」との意見があった。

<規模別比較>

- ・ 10~20戸未満, 30~50戸未満, 50~100戸未満の小規模団地では, 買い物(生鮮食品等)や病院等へ公共交通を使っていくことができない団地が10%前後存在した。
- ・ 仮設団地内常設店舗は, 20戸未満の全ての小規模団地に存在していなかった。
- ・ バス停は, 20戸未満の団地では設置されていない割合が20%前後ある。(※)
- ・ 駐車場について, 10戸未満の小規模団地のうち19%が世帯当たり1台未満となっていた。

(※ 「バス停なし」と評価した団地には, デマンドタクシー等の利用が可能な団地を含む。)

要約(生活機能:課題と対応)

<総論>

⇒ 公共交通の利用可能な環境にある仮設団地が多いものの、自家用車を所有しない生活者や、通院の際に公共交通の利用が困難な方(高齢者など)のためにも、利用者の実態を把握する必要がある。

<項目別>

- ⇒ 一般生活上利用度が高い、買い物(生鮮食品,日用品,衣料品等),理美容店,金融機関等については、民間事業者等による移動販売所や仮設団地内店舗の設置が求められる。
- ⇒ 教育機関(小・中学校)については、地区ごとに登下校時の安全見守りを行うとともに、遠隔地からの通学生徒を対象としてスクールバスの導入で対応している。
- ⇒ バス利用が不便な団地では、買い物や各種施設等へのアクセス方法について、さらに詳細な調査を行う必要がある。

要約(コミュニティ機能:調査結果①)

項目	N	あり			ない		あり			ない				
		利用ルールが明確化されており、誰でも使うことができる	整頓され、利用できる状態が整っている	設置されているが、状態が悪く、利用が困難である	設置されていない	設置されていない	利用ルールが明確化されており、誰でも使うことができる	整頓され、利用できる状態が整っている	設置されているが、状態が悪く、利用が困難である	設置されていない	設置されていない			
(1)集会所／談話室	406	331	234	86	11	75	75	82%	58%	21%	3%	18%	18%	
(2)広場等屋外交流スペース	405	214	87	101	26	191	191	53%	21%	25%	6%	47%	47%	
(3)花壇・植栽等	406	294	57	193	44	112	112	72%	14%	48%	11%	28%	28%	
(4)ごみステーション	406	401	286	110	5	5	5	99%	70%	27%	1%	1%	1%	
(5)指定避難所	406	130	73	51	6	276	276	32%	18%	13%	1%	68%	68%	
(6)付近公民館	406	265	105	127	33	141	141	65%	26%	31%	8%	35%	35%	
(※集会所及び談話室の設置基準／集会所:50戸以上、談話室:50戸未満)														
集会所/談話室利用頻度														
大項目	中項目	N	利用頻度					利用頻度						
			毎日・ほぼ毎日	週5～6月20～25回	週3～4月10～20回	週1～2月5～10回	週1以下月1～4回	ほとんどなし・なし	毎日・ほぼ毎日	週5～6月20～25回	週3～4月10～20回	週1～2月5～10回	週1以下月1～4回	ほとんどなし・なし
集会所/談話室	あり	227	104	5	30	34	33	21	46%	2%	13%	15%	15%	9%
広場等利用状況														
大項目	中項目	N	イベント			イベント								
			あり	なし	不明	あり	なし	不明						
広場等屋外交流スペース	あり	214	148	41	25	69%	19%	12%						
項目		N	あり	なし	不明	あり	なし	不明						
子どもの遊び場	有無	390	81	174	135	21%	45%	35%						
項目	N	あり	学校の校庭や体育館などの施設あり	学校の校庭や体育館などを利用	集会所などの屋内にスペースを確保	遊び場がないので駐車場で遊んでいて危険	その他	広場・公園などの施設あり	学校の校庭や体育館などを利用	集会所などの屋内にスペースを確保	遊び場がないので駐車場で遊んでいて危険	その他		
													設置・作成準備中など	なし
子どもの遊び場	具体例	72	23	10	15	13	11	32%	14%	21%	18%	15%		
項目	N	あり	設置・作成準備中など	なし	不明	あり	設置・作成準備中など	なし	不明					
自治会	390	239	70	81	-	61%	18%	21%	-					
名簿	406	261	3	138	4	64%	1%	34%	1%					

(※厚生労働省発表の応急仮設住宅における自治会の設立状況(平成23年12月19日時点)では、地域の自治会への組み込みを含んだ設立状況は81%、設立準備中は17%、未設置は2%であった。厚生労働省の調査結果との違いについて、確認する必要があると史料される。)

要約(コミュニティ機能:調査結果②)

○コミュニティ機能

<総論>

- ◎仮設団地における集会所/談話室の設置は80%を超えているが、広場等屋外交流スペースの設置は50%程度にとどまった。
- ◎集会所/談話室及び交流スペースともに、団地規模が大きくなるにつれ、利用している割合が高くなる傾向があった。
- ◎自治会の設置は半数以上だが、未だ21%の団地で設置されていない。(※)

<項目別①(集会所/談話室, 広場・交流スペース, 花壇・植栽, 子どもの遊び場)>

- ・ 仮設団地における集会所/談話室の設置率は82%であった
- ・ 集会所/談話室が「毎日ないしほぼ毎日」、「週5～6回」、「週3～4回」利用されている団地は61%に上り、「ほとんどなし/なし」は9%であった。
- ・ 集会所/談話室の運営体制面においては、自治会長等の世話人、団地管理運営会社、自治体等が一定のルールを設定し、管理・運営している団地がある一方で、「誰がカギを持っているかわからない。」「ほとんど使っていない。」団地もあった。
- ・ 聞き取り調査においては、仮設団地内に集会所が設置されていない団地では、「自治体に要請しているが、未だ回答がない。」「近所に地区センター(集会所)があるが、気軽に使えない。」等の意見もあった。
- ・ 広場等屋外交流スペースの設置率は53%にとどまり、うちイベント等が行われた団地は69%であった。
- ・ 子どもの遊び場の設置率は、21%にとどまった。
- ・ 聞き取り調査によれば、広場や子どもの遊び場がないため、子どもは「(離れた)学校の運動場や体育館を利用」、「駐車場や道路で遊んでおり問題」等の意見があった。

要約(コミュニティ機能:調査結果③)

<項目別②(ゴミ捨て場, 指定避難所, 付近公民館, 自治会, 名簿)>

- ・ ゴミ捨て場は99%の団地で利用可能であり, 掃除等明確なルールが整備されている団地もあったが, 多くは気づいた人が掃除していた。
- ・ 「指定避難所の説明を受けている。」は32%にとどまり, 68%は説明を受けていなかった。
- ・ 65%の団地周辺には利用可能な元々の地域公民館が存在していた。聞き取り調査によれば, 多くの場合, 事前申込みによって利用でき, 様々なイベントや物資配布の場所として利用されていた。一方, 「利用困難である。」「設置されていない。」と考える団地も43%存在し, 地域によっては仮設団地受入住民との摩擦も見られた。
- ・ 自治会が設置済み仮設団地は, 61%の団地であった。(※)
- ・ 自治会が設立準備中は, 18%の団地であった。
- ・ 自治会が設置されていなかった(調査時)は, 21%の団地であった。
- ・ 仮設団地内世帯者名簿を有する団地は64%, 準備中の団地は1%, 未だ作成なし不明が35%であった。聞き取り調査によれば, 「名簿があることで, どこに誰が住んでいるか分かるようになり安心した。」と名簿作成を肯定的に受け取る評価がある一方, 「(現在住んでいる団地には)元々同じ地区出身の方ばかりの小さな団地なので必要ない。」といった意見や, 「団地の隣人は勤め人が多く, 名簿もないので, 周りにどんな人が住んでいるのかわからず不安だ。」という作成していないが故の意見も聞かれた。

(※本調査は, 平成23年11月から平成24年1月にかけて実施したもので, 被災住民の仮設住宅への入居が終わりつつあり, まさにこれから自治体等により, 団地住民の自治会形成が促進されていた時期と重なる。

また, 厚生労働省発表の応急仮設住宅における自治会の設置状況(平成23年12月19日時点)では, 地域の自治会への組み込みを含んだ設立状況は81%, 設立準備中は17%, 未設置は2%であり, 本調査の結果との違いについて, 確認する必要があると思料される。)

要約(コミュニティ機能:調査結果④)

<規模別比較①(集会所/談話室, 広場・交流スペース, 子どもの遊び場)>

- ・ 集会所/談話室及び交流スペースともに, 団地規模が大きくなるにつれ, 利用している割合が高くなる傾向があった。
- ・ 集会所/談話室は82%の団地で設置されていた。200戸以上の全団地で集会所が設置されており, かつ利用可能な状態にあるが, 10戸未満の小規模団地では48%, 20戸未満の団地では22%が未設置であり, 規模が大きい団地ほど設置割合は高かった。
- ・ 10戸未満の団地では「毎日利用している割合」は29%だが, 100戸以上だと60%以上の団地で毎日利用されていた。
- ・ 30戸未満の小規模団地の談話室では, 「設置されているが, 状態が悪く, 利用が困難である。」の割合が5%程度あり, また, 50戸未満の小規模団地における談話室の利用状況は100戸以上の団地と比較して低い傾向にある。
- ・ 広場等屋外交流スペースは, 100戸未満までは規模が大きい団地ほど整備されている割合が高いが, 100戸以上になると設置割合が緩やかに低下していた。
- ・ 広場の利用については, 10戸未満の団地では10%の利用状況であったが, 団地規模が大きくなるにつれて, 利用状況が高くなる傾向にあり, 広場を有する50戸以上の団地では, 支援団体や団地住民らによるイベントが行われた割合が80%を超えた。
- ・ 子どもの遊び場に関し, 200戸未満の団地では遊び場を有する率は6~31%で, 200戸以上の大規模団地では58%であり, 規模が大きいほど設置率は高かった。

要約(コミュニティ機能:調査結果⑤)

<規模別比較②(自治会,名簿)>

- ・自治会については,20戸未満の小規模団地のうち,既に自治会が設立した団地は60%であり,設立準備中が21%,なしが19%であった。
- ・また,300戸以上の大規模団地での自治会形成が遅れていることが示された。
- ・仮設団地内名簿に関しては,100戸未満の団地までは団地世帯規模が高くなるにつれて名簿作成率が83%と高くなるが,100戸以上になると緩やかに作成率が低くなる傾向があった。

要約(コミュニティ機能:課題と対応)

<総論>

- ⇒ 自治会は、コミュニティ形成における中核的制度及び組織体であり、団地内部の意思決定機関となり、また外部との窓口ともなるため、自治会設置支援は重要である。
- ⇒ イベント等を通じ、団地居住者と仮設団地受入地域の居住者との間で、対話や情報交換が求められ、官民協働による「場」づくりが肝要である。

<項目別>

- ⇒ 集会所/談話室の鍵の管理や利用ルールは、団地住民が利用し易いようにするためにも、それぞれの自治会等団地住民に任せることが求められる。
- ⇒ 土地のスペース上の制約があると思料されるが、最大限、広場等屋外交流スペースや子どもの遊び場の設置が求められる。

<規模別比較>

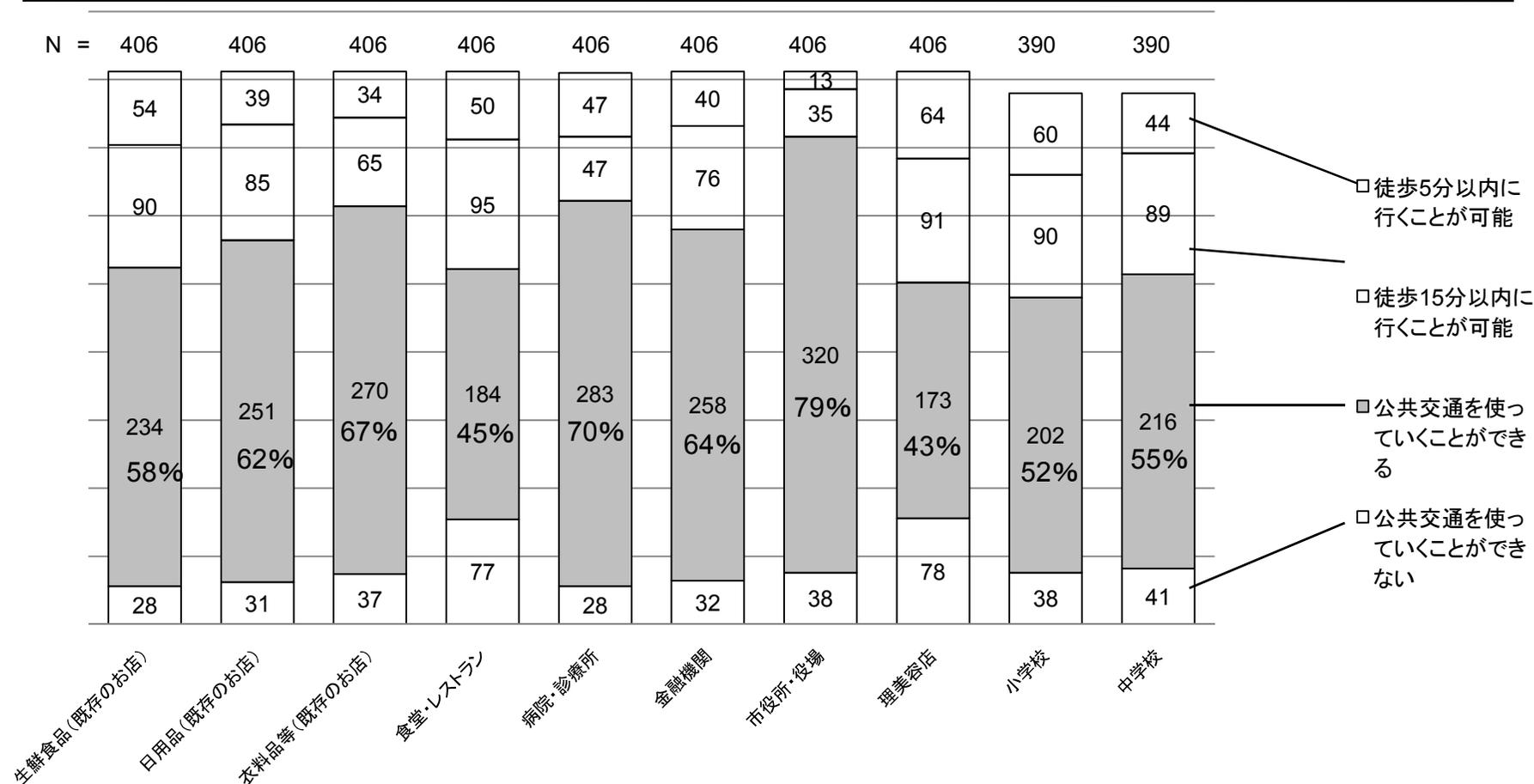
- ⇒ 10戸未満の小規模団地においては、集会所・談話室の設置は非効率だと考えられるものの、他方、仮設団地受入地域のコミュニティ施設を活用できていないため、受入地域コミュニティと仮設団地間における交流及び施設利用の支援が求められる。
- ⇒ 100戸以上の大規模団地においては、様々な背景を持つ団地居住者の意見を取りまとめられる組織(自治会)設置及び運営が困難であることもあるため、行政ないし支援団体等によって、実際に機能する自治会システムの設置支援が求められる。

第1部 生活機能

全体概要①

- 全体では、「公共交通を使っていくことができる」が50%以上の項目が多かった。
- 公共交通の利用可能な環境にある団地が多く、生鮮食品は58%以上、病院は70%以上であった。
- 被災以前から公共交通の利用が困難な地域においては、新たに住民バスや乗り合いタクシー制度を導入している地域が見られた。

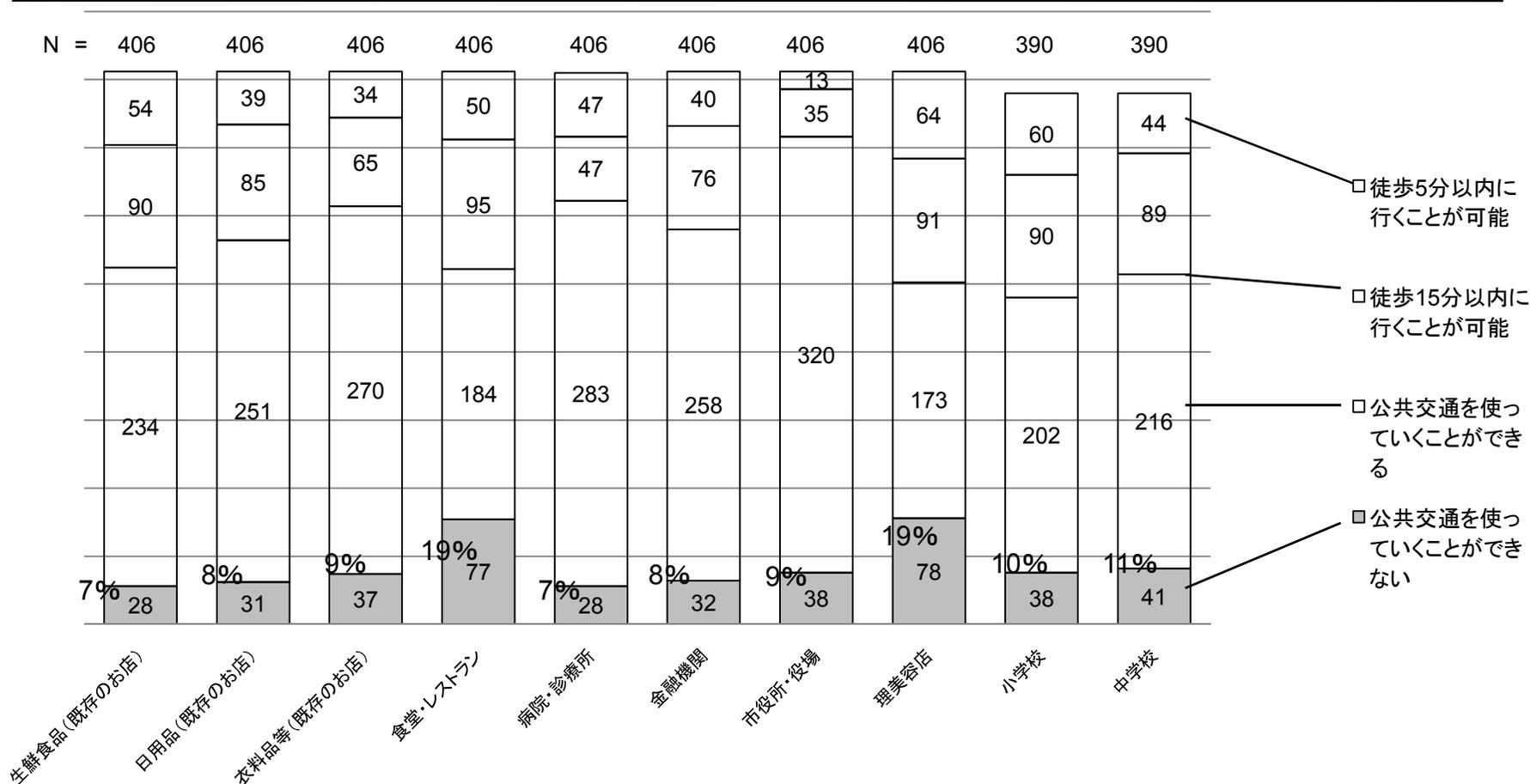
生活機能



第1部 生活機能

全体概要②

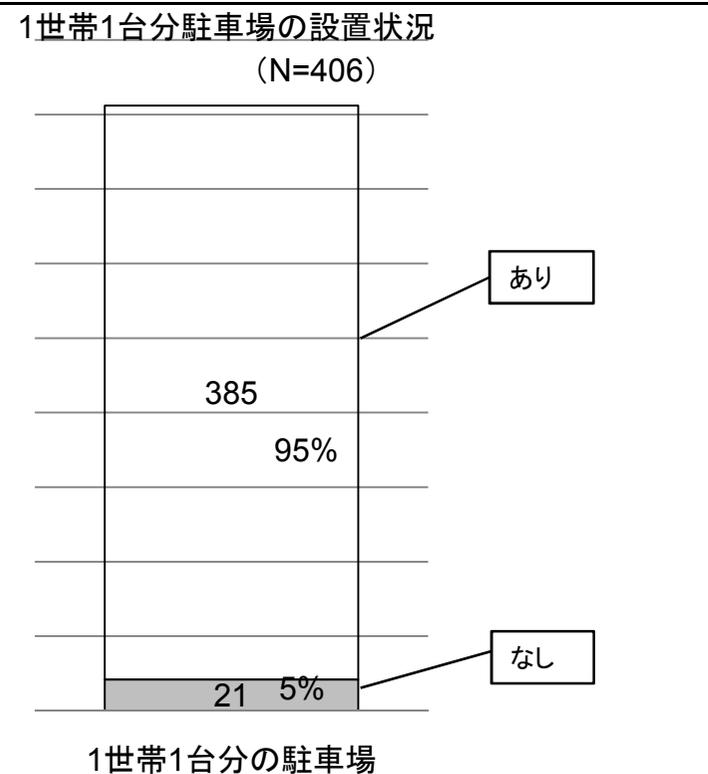
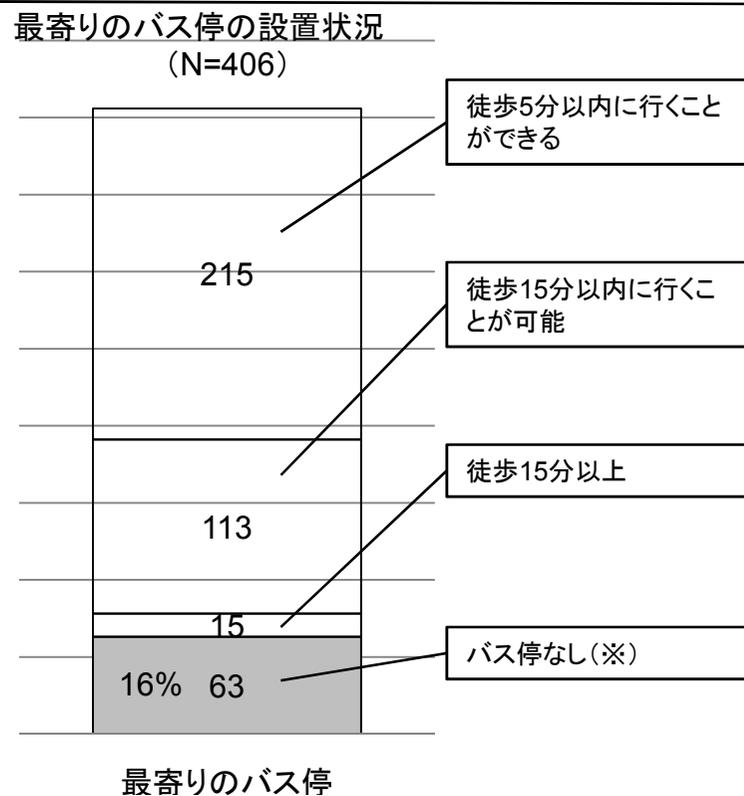
- 全ての調査項目で、公共交通を使っていくことができない環境にある団地は20%未満であった。
- 買い物(既存店舗)では、公共交通を使っていくことができない団地が7%~9%存在した。
- 病院／診療所では、公共交通を使っていくことができない団地が7%存在した。
- 理美容店(既存店舗)、食堂(既存店舗)では、公共交通を使っていくことができない団地が、ともに19%存在した。



第1部 生活機能

全体概要③

- 最寄りのバス停は、84%の団地で存在し、公共交通が利用し易い環境にあった。
- 1世帯1台分の駐車場スペースは95%の仮設住宅団地で確保されていた。



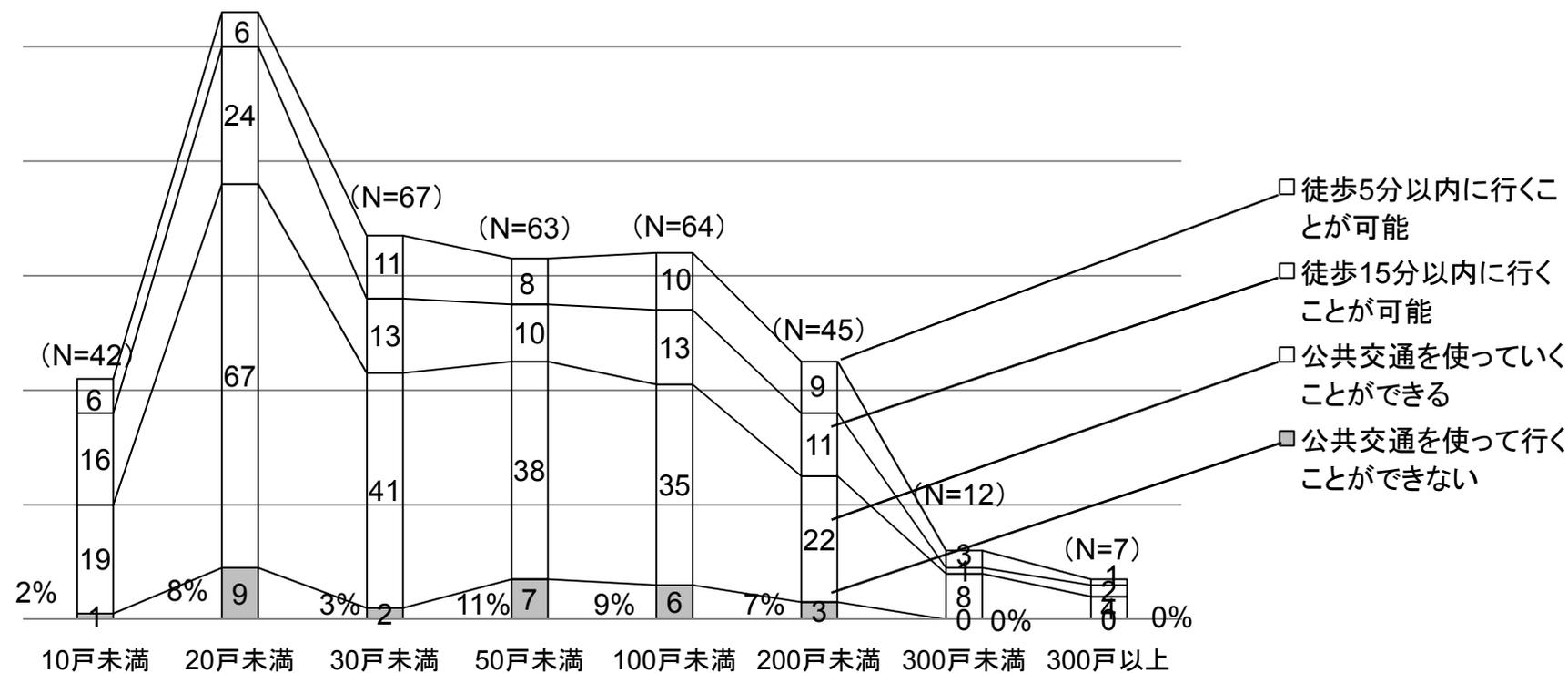
(※「バス停なし」と評価した団地には、デマンドタクシー等の利用が可能な団地を含む。)

第1部 生活機能

(規模別) 買い物(生鮮食料品)

- 200戸未満の団地では、公共交通の利便性の悪い団地が存在した。
- 特に、10～20戸未満、30～50戸未満、50～100戸未満の団地に、公共交通の利便性の悪い団地が10%前後存在した。

(規模別) 買い物(生鮮食料品)
(N=106)

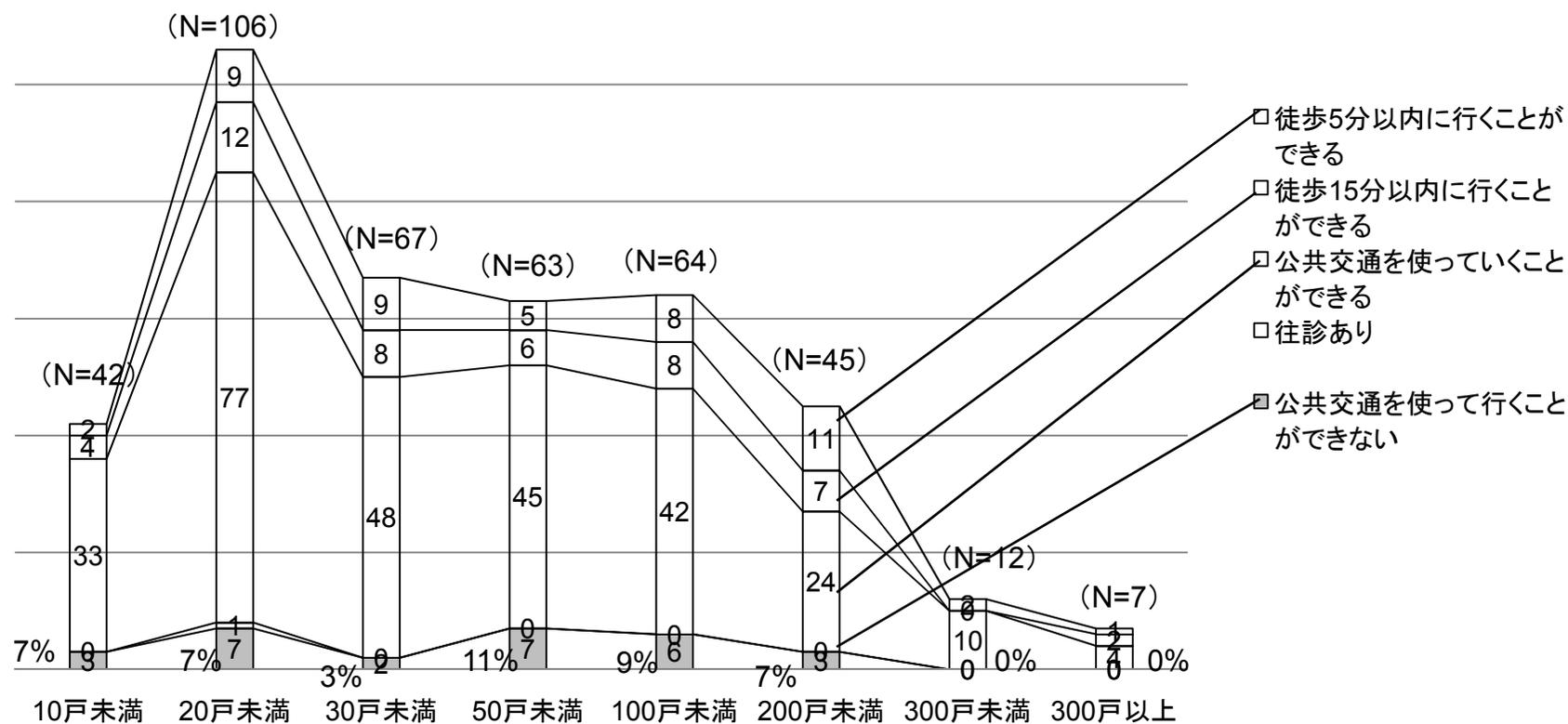


第1部 生活機能

(規模別)病院・診療所

- 200戸未満の団地になると、公共交通の利便性の悪い団地が存在した。
- 30～50戸未満の団地では公共交通の利便性の悪い団地の割合が11%と他に比べて高かった。
- 200戸以上の全団地(19団地)では、公共交通を利用して病院／診療所に行くことが可能であった。

(規模別)病院・診療所

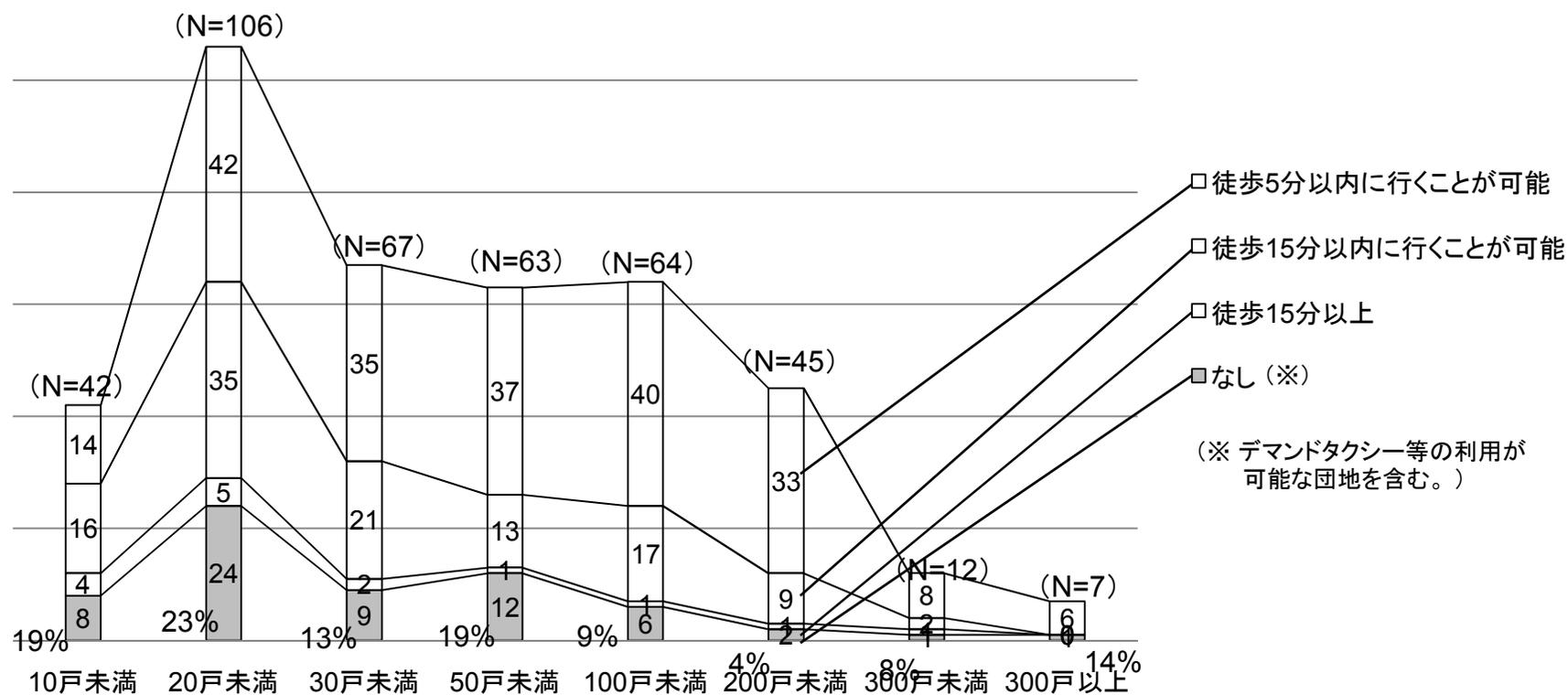


第1部 生活機能

(規模別)最寄りのバス停

- 20戸未満の団地(148団地)では設置されていない割合が20%前後となる。
- 全体では, 84%(343団地)でバス停が設置されているが, 徒歩15分以上かかる団地が4%(15団地)あった。
- 団地規模が大きくなるにつれてバス停が団地近隣に設置される傾向にあった。

(規模別)最寄りのバス停

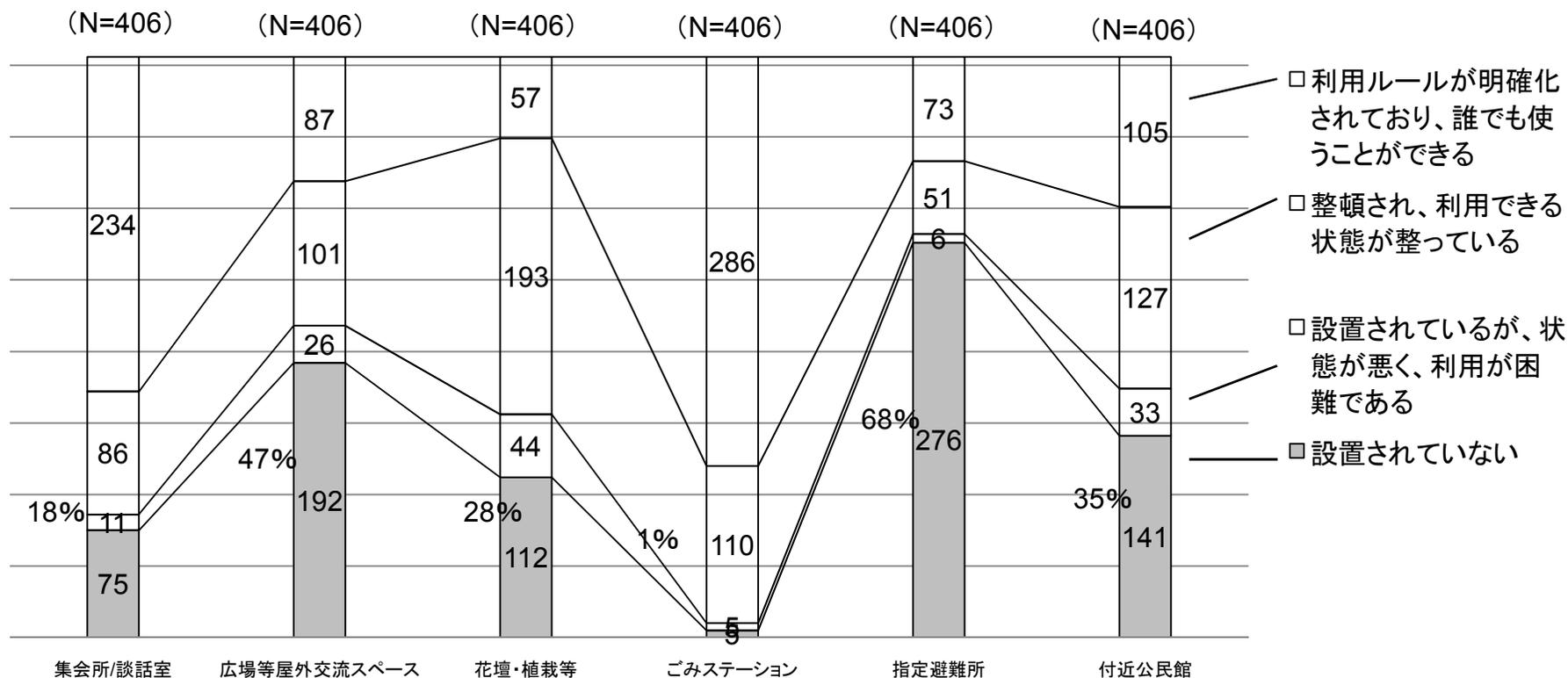


第2部 コミュニティ機能

全体概要①

- 82%(331団地)で集会所が設置されている一方、広場等屋外交流スペースは、53%(214団地)の設置にとどまった。

コミュニティ機能

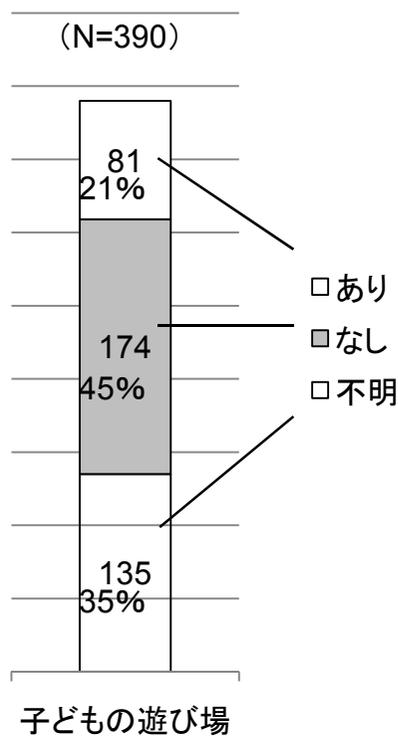


第2部 コミュニティ機能

全体概要②

- 子どもの遊び場に関しては、21%(81団地)が設置しているにとどまり、45%の団地で未設置であった。
- 集会所、付近公民館ともに設置されていない団地が35団地(全体の9%)存在した。

子どもの遊び場の設置状況



集会所の設置状況と付近公民館の設置状況

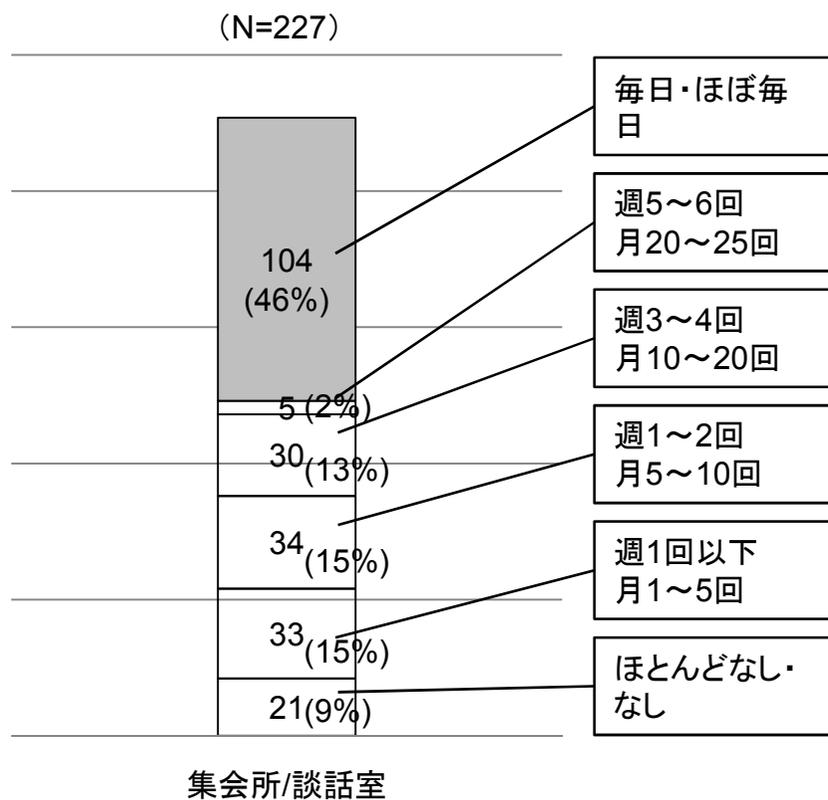
大項目	中項目	N	付近公民館					
			設置されており利用可能	設置されているが、状態が悪く、利用が困難である	設置されていない	設置されており利用可能	設置されているが、状態が悪く、利用が困難である	設置されていない
集会所	設置されており利用可能	406	188	29	103	46%	7%	25%
	設置されているが、状態が悪く、利用が困難である		6	2	3	1%	0%	1%
	設置されていない		38	2	35	9%	0%	9%

第2部 コミュニティ機能

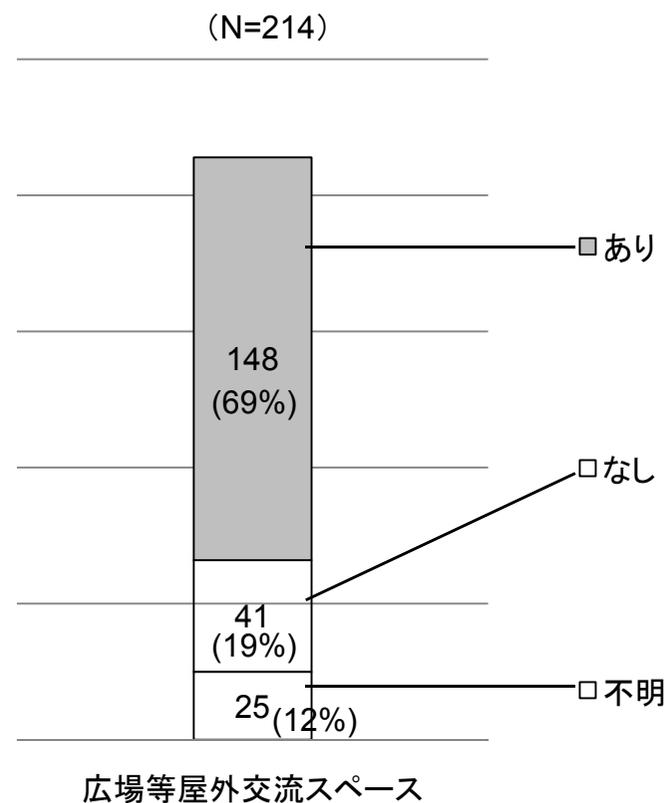
全体概要③

- 集会所/談話室が設置されている団地における利用状況は、「毎日ないしほぼ毎日」、「週5～6回」、「週3～4回」利用している割合の合計は61%（139団地）に上った（N=227団地）。
- 一方、「ほとんどなし/なし」は9%であった。
- 広場等交流スペースが設置されている団地は、全体の53%にとどまり、うち69%の団地（148団地）でイベントが実施されたことがあった。

集会所/談話室利用状況



広場等交流スペースでのイベント実施の有無

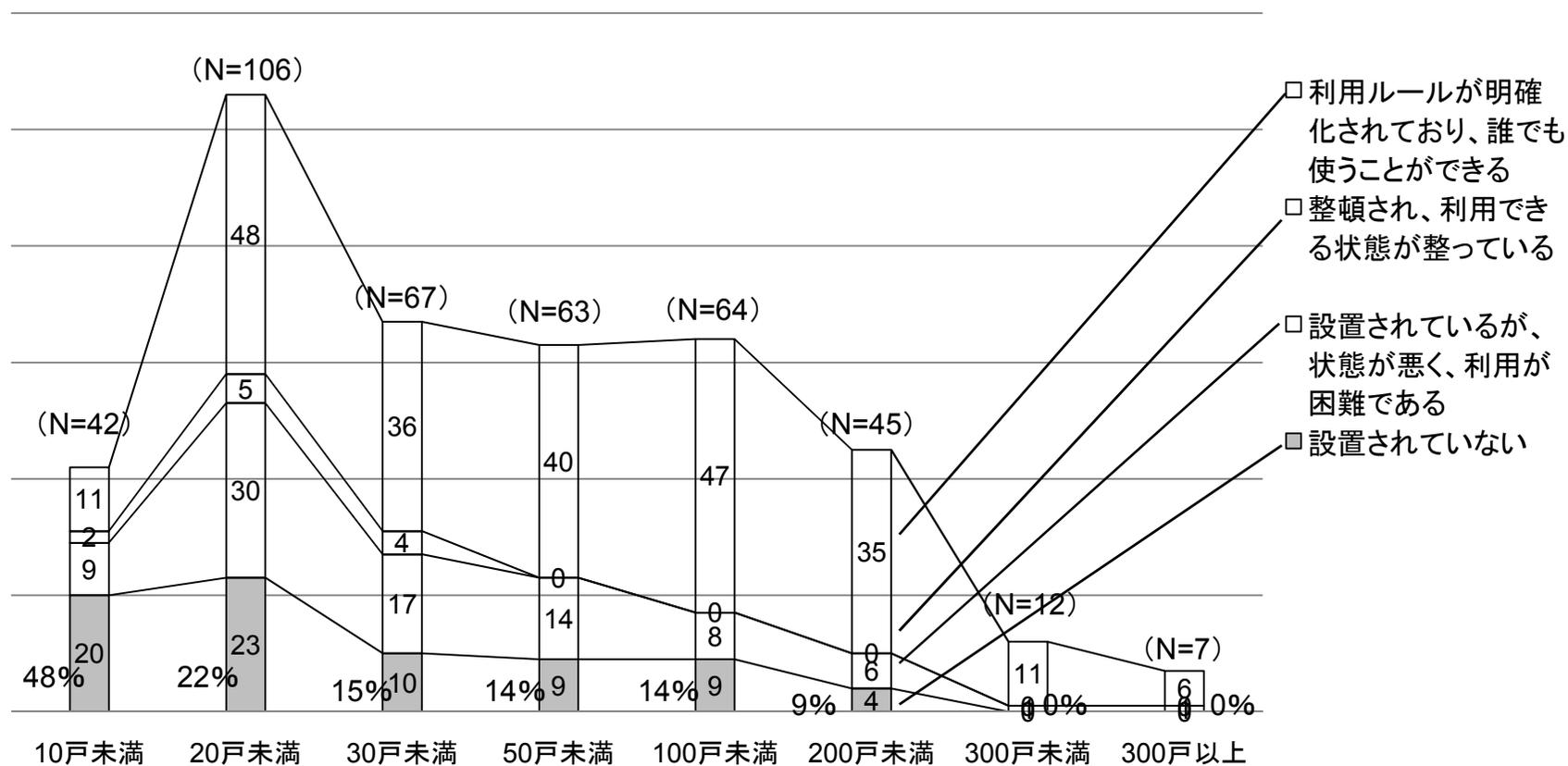


第2部 コミュニティ機能

(規模別)集会所/談話室

- 200戸以上の団地(19団地)では全て集会所が設置されており、かつ利用可能な状態にあった。
- 集会所は82%の団地で設置されていたが、10戸未満の小規模団地では48%、20戸未満の団地では22%が未設置であり、規模が大きい団地ほど設置割合は高かった。

(規模別)集会所/談話室の設置状況

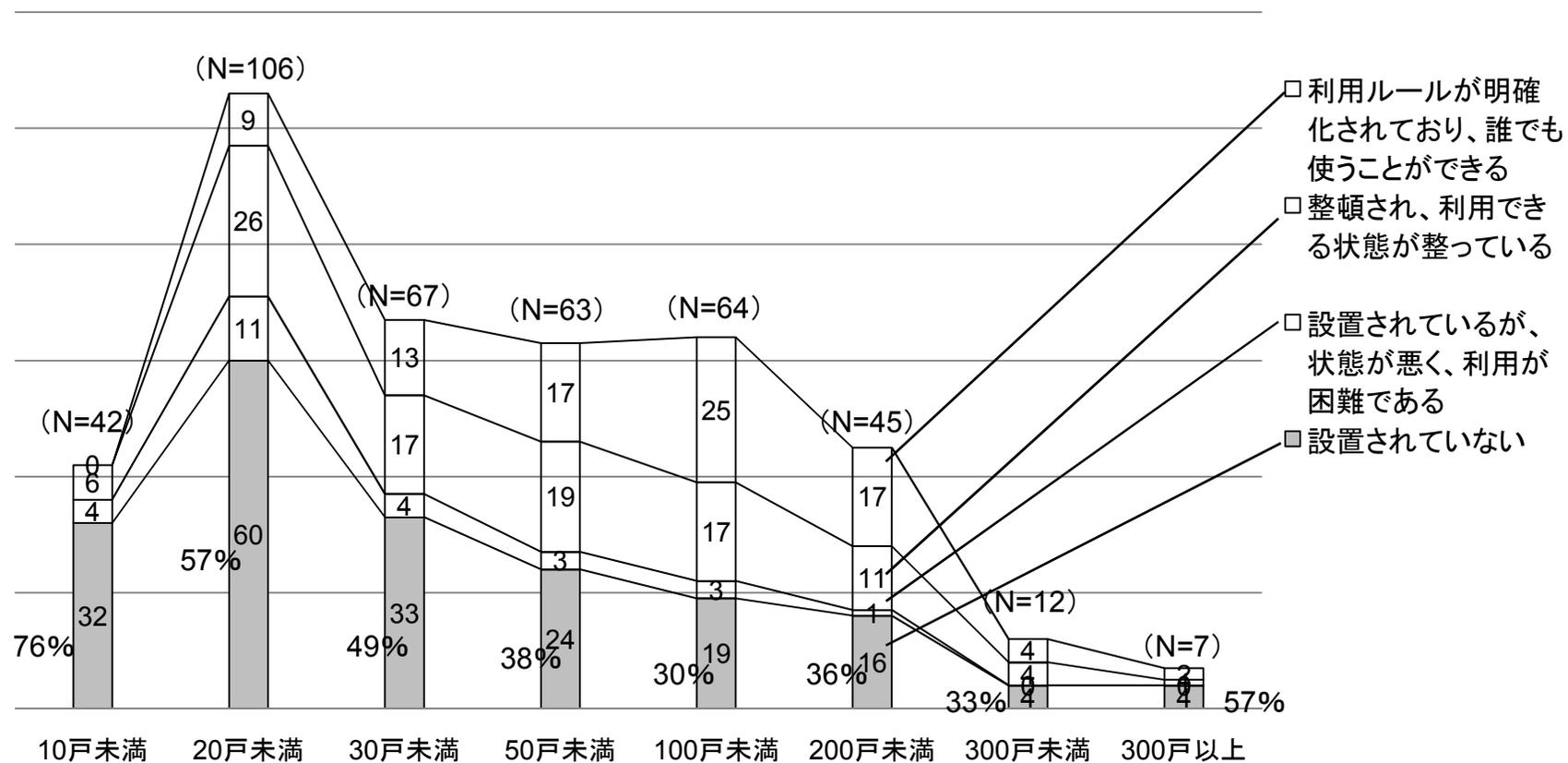


第2部 コミュニティ機能

(規模別) 広場等屋外交流スペース

- 広場に関しては、100戸未満までは規模が大きい団地ほど設置され、整備されている割合が高かった。
- 100戸以上になると、広場の設置割合は緩やかに低下した。

(規模別) 広場等屋外交流スペースの設置状況

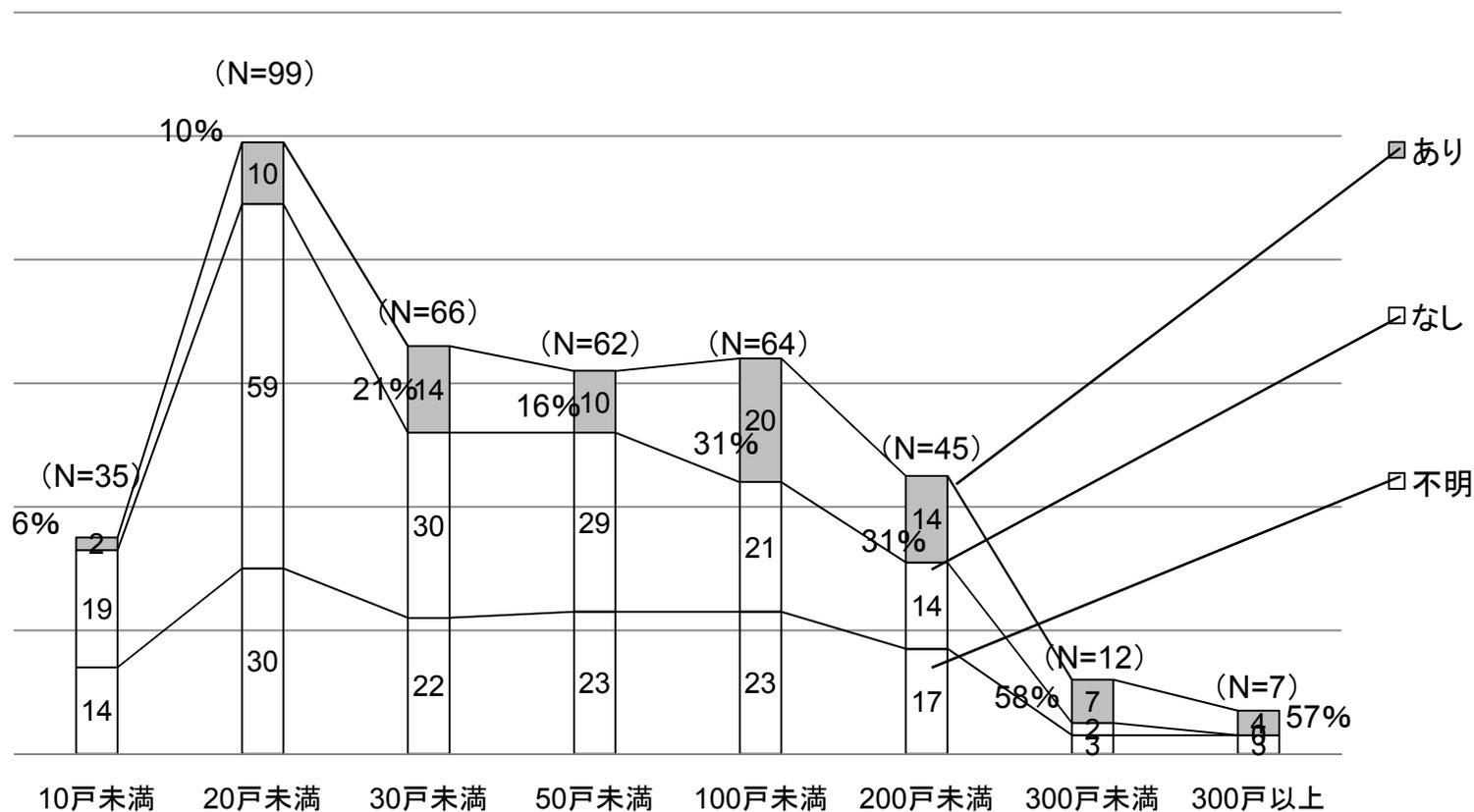


第2部 コミュニティ機能

(規模別)子どもの遊び場

- 子どもの遊び場の設置は、全体で21%(81団地)にとどまった。
- 規模が大きい団地ほど設置されている割合が高かった。
- 20戸未満の団地では、子どもの遊び場が設置されている団地は9%だが、50戸以上では30%を超えた。

(規模別)子どもの遊び場の設置状況

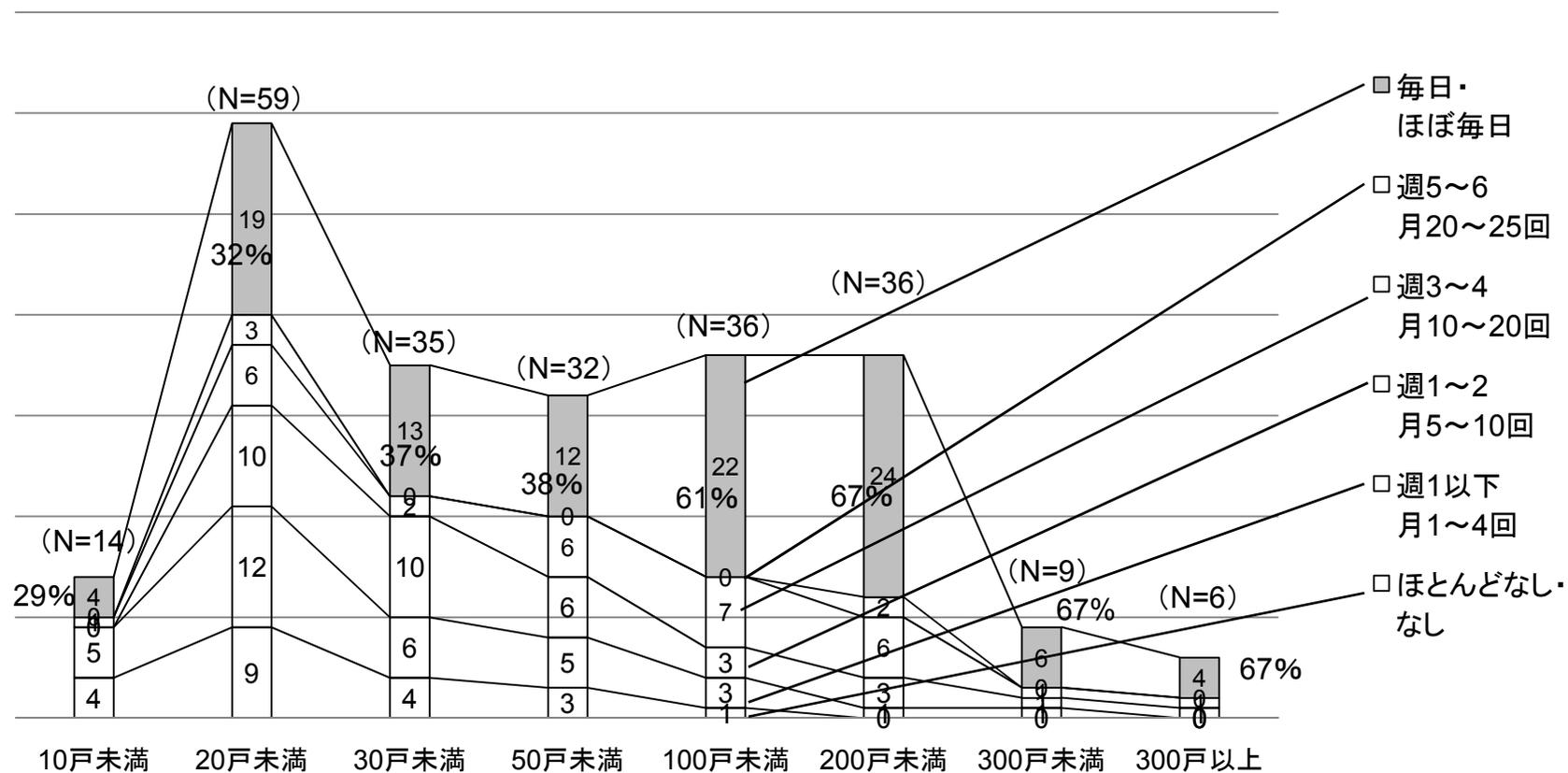


第2部 コミュニティ機能

(規模別)集会所利用状況

- 集会所/談話室は、規模が大きい団地ほど活発に利用されている傾向があった。
- 10戸未満の団地では毎日利用している割合は29%だが、100戸以上だと60%以上の団地で毎日利用されていた。

(規模別)集会所利用状況

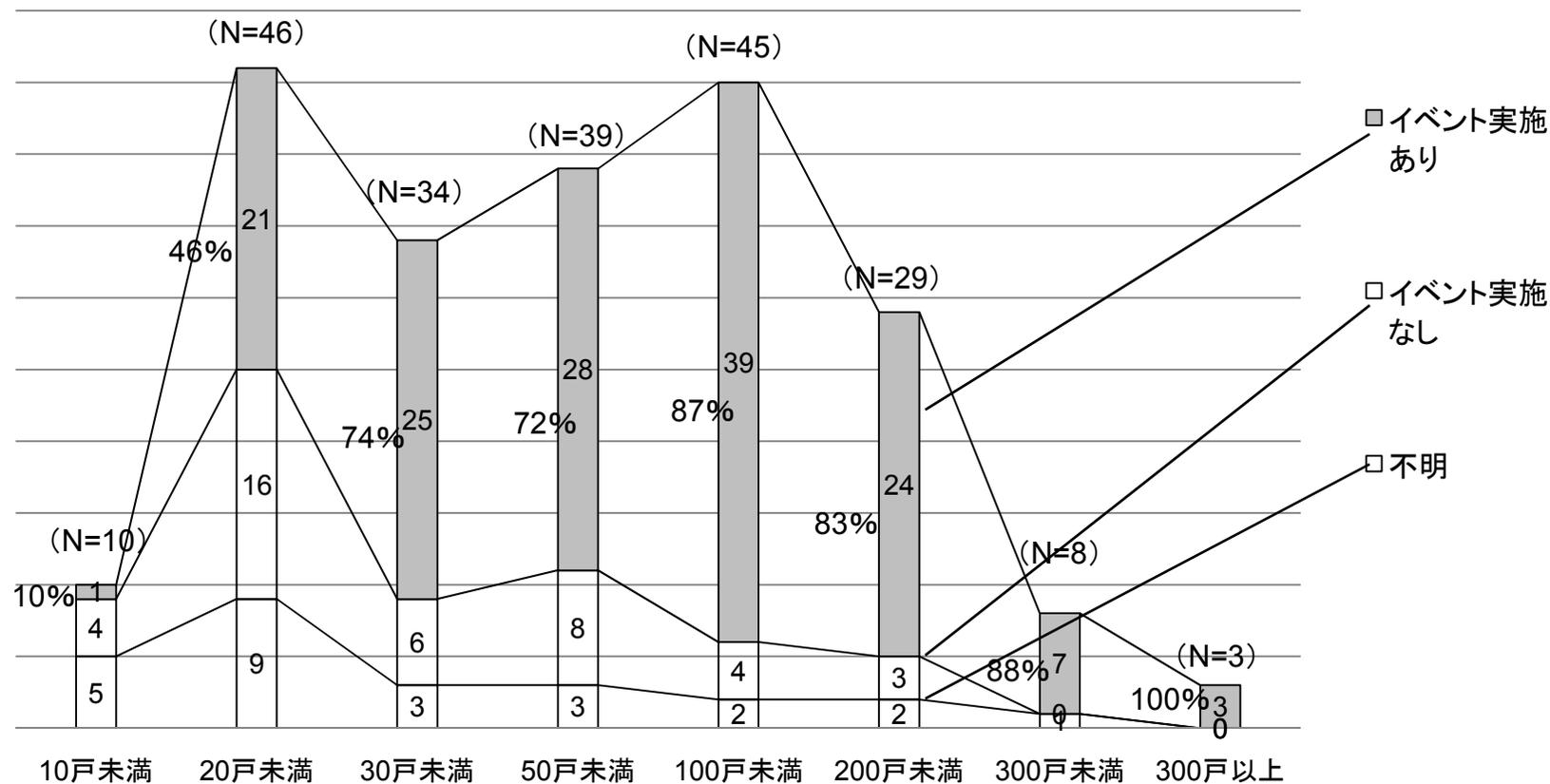


第2部 コミュニティ機能

(規模別) 広場等屋外交流スペース利用状況

- 規模の大きい団地ほど、イベント実施などで利用されていた。
- 広場等屋外交流スペースでイベントが実施された団地は、10戸未満では10%であったが、50戸以上では80%を超えていた。

(規模別) 広場等屋外交流スペースでのイベント実施の有無

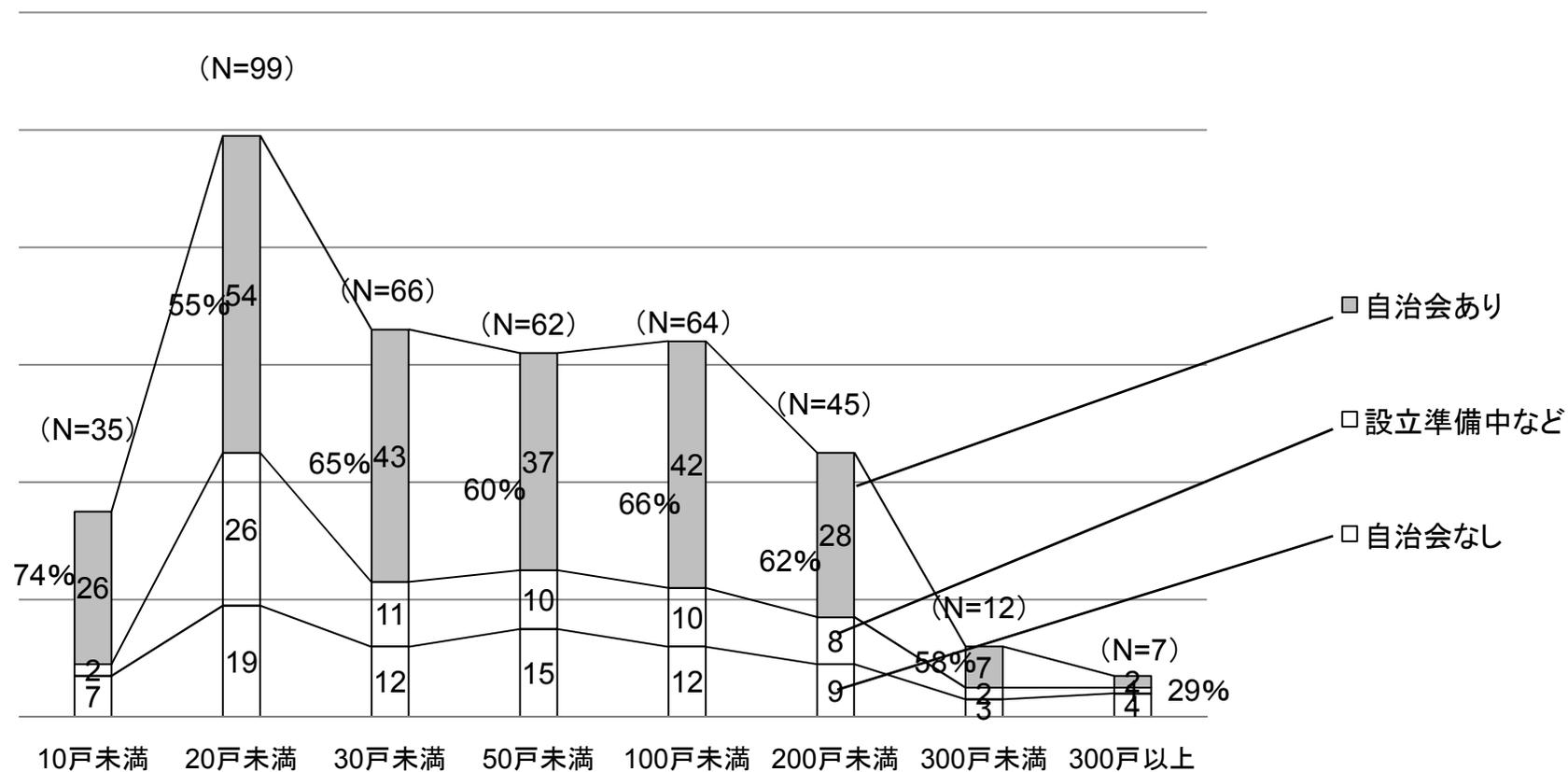


第2部 コミュニティ機能

(規模別) 自治会設置状況

- 300戸以上の団地では自治会の設置割合は半数以下で、様々な背景を持つ仮設団地居住者の意見を取りまとめるための組織の設置及び運営は困難な状況にあることが思料される。

(規模別) 自治会の設置状況



最後に

本調査は、対象15市町(仙台市, 石巻市, 塩竈市, 気仙沼市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 東松島市, 亘理町, 山元町, 七ヶ浜町, 女川町, 南三陸町, 大郷町, 美里町)の関係各課並びに社会福祉協議会担当者, 及び7つの協力団体に加え, 調査員による聞き取り調査に回答して頂いた応急仮設住宅団地の代表者(自治会長や各市町社会福祉協議会に雇用されている見守り相談員等)の協力及び支援によって実施されたものである。末筆ながら, 改めてお礼申し上げます。